

# 青森県報

第二千四百七十三号

平成十七年  
五月六日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県流域下水道規則……………	(都市計画課) ……	一
青森県公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) ……	二
告示		
危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………	(防災消防課) ……	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢福祉課) ……	三
保安林の指定予定……………	(林政課) ……	四
保安林の指定解除予定……………	(同) ……	四
保安林の指定解除……………	(同) ……	四
公告		
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了……………	(農林水産所) ……	五
右 同……………	(農林水産所) ……	六
右 同……………	(農林水産所) ……	七
右 同……………	(農林水産所) ……	七

### 右 同……………

#### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局) ……	八
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同) ……	八
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同) ……	二
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………	(同) ……	三
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………	(同) ……	三
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………	(同) ……	三
出……………	(同) ……	三
監査委員		
監査結果に対する措置の公表……………	(事務局) ……	三

## 規 則

青森県流域下水道規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十九号

青森県流域下水道規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、青森県流域下水道条例(昭和六十二年三月青森県条例第一号)第一条の規定により設置された流域下水道(以下「流域下水道」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者に流域下水道の管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、流域下水道の維持管理に關することその他流域下水道の管理に關し必要な業務を行う。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例附則第十三項の規定の施行の日から施行する。

青森県公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十号

青森県公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公共下水道条例施行規則（平成三年三月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公共下水道規則

第一条中「事項」の下に「及び公共下水道の管理に關し必要な事項」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者に公共下水道の管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、公共下水道の維持管理に關することその他公共下水道の管理に關し必要な業務を行う。

第三号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十五号様式中「排水施設」を「排水施設及び水質浄化施設」に改める。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）附則第十四項の規定の施行の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に關する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に關する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に關する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）第三のの規定により公示する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習の種類並びに日時及び場所

1 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場 所
平成十七年六月七日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の一 ウエルサンピア八戸
平成十七年六月二十二日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十七年六月二十九日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十七年七月五日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	弘前市大字城東北四丁目一の一 つがる弘前農業協同組合
平成十七年九月六日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	三沢市大字三沢字堀口一七の一 八きざん三沢
平成十七年九月二十八日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）に

において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十七年六月八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十七年六月十日 午後一時三十分から午後四時三十分まで	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一 の八 スワニー
平成十七年九月二十九日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十七年六月七日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十七年六月二十二日 午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十七年六月二十九日 午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十七年七月五日 午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合
平成十七年九月六日 午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二 八 きざん三沢
平成十七年九月二十八日 午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

二 受講対象者

1 危険物施設において、危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者(ただし当該作業に従事することになった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。)

2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者

3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所

受 付

八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成十七年五月九日から 同月二十七日まで
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の八 スワニー	平成十七年五月九日から 同月二十七日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成十七年五月二十三日から 同年六月十日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成十七年六月一日から 同年十七日まで
弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合	平成十七年六月七日から 同月二十四日まで
三沢市大字三沢字堀口一七の二 八 きざん三沢	平成十七年八月四日から 同月二十三日まで
青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館	平成十七年八月二十二日から 同年九月九日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるもので有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の二 青森県警察本部交通管制センター二階  
社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付(消印しないこと。)して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会(電話〇一七 七三二 五一〇〇)へ問い合わせること。

青森県告示第三百九十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一項の規定により公示する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 月 日 定
特定非営利活動 法人在宅生活	上北郡六ヶ所村 大字泊字村ノ内 二一六の二	居宅支援事業者 在宅生活	上北郡六ヶ所村 大字尾駸字家ノ 前一の七九 促進住宅一の二 五	平成 一七・四・三	

青森県告示第百九十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢一八・一三六の五五・一四〇の一（以上三筆）  
について次の図に示す部分に限る。（一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一、一一五、一一六の七、一一三、一一六の二〇、一一六の五六、一一九）
- 二 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、伐採による。
  - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。（

青森県告示第百九十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡田子町大字遠瀬字和平四四の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
林道用地とするため
- (一) 「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。（
- 青森県告示第四百号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
つがる市富泡町屏風山一の一八七五、一の一八七六、一の一八七八、一の一八七九
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備





土地改良事業の工事の完了  
 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年五月六日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

地区名	七日市	森越	"	三戸東南部	"	新郷	"
県営土地改良事業の名称	ため池等整備事業	緊急畑地帯総合整備事業（農道整備）	備"（農業用排水設備整備）	農村総合整備事業（農道整備）	"（農業用排水設備整備）	中山間地域総合整備事業（農道整備）	備"（農業用排水設備整備）
工事完了年月日	平成一七・三・一	一六・七・一六	一六・六・一六	一七・三・三〇	"	一五・二・一三	一七・二・三三

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十七年五月六日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	十六年災農地災害復旧事業	三六一	十和田市	平成一七・三・二五
"	"	三六二	"	"
"	"	三六三	"	"
"	"	三六四	"	"
"	"	三六五	"	"
"	"	三六六	"	"
"	"	四一	"	"
"	"	四二	"	"
十六年災農業用施設災害復旧事業	三六一	一〇一	"	"
"	"	一〇二	"	"
"	"	一〇三	"	"
"	"	一〇四	"	"
"	"	一〇五	"	"
"	"	一〇六	"	"
"	"	一〇七	"	"
"	"	一〇八	"	"
"	"	一〇九	"	"

選挙管理委員会

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農業用施設災害復旧事業三一〇一	中里町	平成一七・三・三三
〃	〃	〃

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年五月六日

西北地方農林水産事務所長 笹森新一

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一一一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一一三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一二四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六 一二六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四一 一〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年五月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
一戸悟後援会	佐藤節雄	工藤一二三	青森市浪岡大字吉野田字木戸口一二八の三	平成一七・二・二
清野達徳後援会	斉藤栄一	平野新逸	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻二八の一〇五	一七・二・二
目時むつお後援会	桑田芳広	菊池なみえ	むつ市大畑町中島八三の七	一七・二・一〇
つがる市津島恭一後援会	金沢勝夫	平川良一	つがる市柏広須松元一三	一七・二・三
佐々木誠造浪岡後援会	工藤政光	吉岡賛次	青森市浪岡福田三丁目二の二	一七・三・九
市政一新の会	樋口修三	中村義一	青森市安方一丁目四の八	一七・三・四
三上誠三後援会	石岡裕	日村久	五所川原市字川端町四三の一八	一七・三・五
七戸均後援会	山本忠一	吉田昭二	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三	一七・三・三

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月六日



青森県の政治と経済を考える会	青森NDS自治会	ポータルクラブ	あおもり未来の会	太田定昭後援会	蛭沢正雄後援会	菜の花クラブ	津島雄二大畑後援会	石橋よしお後援会	むつスクラム10	会東日本政経研究	会森内勇蟹田後援	会小樽山吉紀後援	竹内亮一後援会	北山かずえを励ます会	
代表者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	会計責任者	会計責任者
成田 文雄	成田 文雄	赤田 哲也	赤田 哲也	對馬 忠志	蛭沢 一成	主たる事務所所在地 上北郡横浜町字横浜六三	工藤 晃正	むつ市大畑町伊勢堂一九の二	石橋よしお後援会	大澤 祥宏	岩城 康一郎	三沢市岡三沢二丁目七の一	竹内亮一後援会	境 圭一	畑井 貢
一戸 浩二	阿部 文夫	岩船 孝治	岩船 孝治	中村 武夫	蛭沢 勝雄	青森市橋本二丁目一四の二	工藤 正男	下北郡大畑町大字大畑字中島一〇五の一三	石橋義雄後援会	川原 明久	岩木 康一郎	三沢市岡三沢二丁目三三の八	21世紀の上北町を拓く竹内亮一後援会	北山 君江	今 勝衛
一七・三・三三	一七・三・三三	一七・三・一八	一七・三・一八	一七・三・一七	一七・三・一七	一七・三・一六	一七・三・一五	一七・三・一五	一七・三・一五	一七・三・一一	一七・三・一一	一七・三・一〇	一七・三・一〇	一七・三・一〇	一七・三・一〇

倉内照男後援会	大島理森福地村後援会	政声の会	今勝義21世紀後援会	小笠原義弘後援会	明るい清潔な青森市政をつくる会	三上あつし後援会	丸井たけし後援会	町義雄後援会	十和田政経会	三戸愛郷懇話会	柴田千代治後援会	兼平清後援会	成田文雄南津軽郡の会	大さんのへ会	市政一新の会
主たる事務所所在地	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	主たる事務所所在地	主たる事務所所在地	主たる事務所所在地	主たる事務所所在地	会計責任者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	主たる事務所所在地
東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢一〇三の三	夏堀 浩一	太田 行人	今 義行	深貝 昭弘	神 牧人	弘前市大字駅前二丁目三の四〇	十和田市西十一番町四の一四	八戸市南郷区大字島守字館下前五〇	十和田市西十一番町四の一四	櫻庭 彰	橋本 一志	兼平 十三雄	成田 文雄	成田 文雄	青森市古川二丁目一五の一〇
東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢一〇三の一	佐々木 金初	石岡 義男	須藤 寿幸	松川 光蔵	佐々木 富士男	弘前市大字大町三丁目九の七	十和田市東十三番町一四の二九	三戸郡南郷村大字島守字門前	十和田市東十三番町一四の二九	村井 勉	木村 英一	兼平 貞司	兼平 勝春	大谷 正昭	青森市安方二丁目四の八
一七・三・三三	一七・三・三三	一七・三・元	一七・三・元	一七・三・元	一七・三・元	一七・三・六	一七・三・六	一七・三・六	一七・三・六	一七・三・五	一七・三・三	一七・三・三	一七・三・三	一七・三・三	一七・三・三

太陽の会	主たる事務所の所在地	弘前市大字清水森字下川原六五の一	五五	弘前市大字新寺町	一七・三・三〇
松田勝後援会	代表者	対馬 善昭	一七・三・三〇	松田 源次郎	一七・三・三〇
新谷和夫後援会	会計責任者	山内 みゆき	一七・三・三三	小谷 みゆき	一七・三・三三
桑原一夫後援会	代表者	下平 孝一	一七・三・三三	小松 福蔵	一七・三・三三
柴田峯生後援会	会計責任者	東谷 弘文	一七・三・三三	柴田 美保子	一七・三・三三
瑞雲会	会計責任者	森山 隆雄	一七・三・三三	工藤 徳仁	一七・三・三三
すとう健夫みちのく地区後援会	主たる事務所の所在地	青森市矢作一丁目一五の二	一七・三・三三	青森市大字新町野字岡部六三の一	一七・三・三三
田中順造後援会	会計責任者	野月 雅典	一七・三・三三	谷川 秀雄	一七・三・三三
田中順造政経懇話会	会計責任者	野月 雅典	一七・三・三三	谷川 秀雄	一七・三・三三
21の会	代表者	嶋田 肇	一七・三・三三	坪 清美	一七・三・三三
丸野達夫後援会	会計責任者	田村 裕	一七・三・三三	渡部 誠	一七・三・三三
宮下順一郎後援会	会計責任者	宮下 淑子	一七・三・三三	八木橋 末治	一七・三・三三
行人の会	会計責任者	花田 正彦	一七・三・三三	鶴賀谷 貴	一七・三・三三
わきのさわ新政 策研究会	会計責任者	霜越 進	一七・三・三三	柴田 美保子	一七・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年五月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岩木会	平成二六・二・三三	平成二七・二・二七
青森県の未来を考える会	一七・二・二四	一七・二・二五
弘和会	一六・二・三三	一七・二・二五
芳賀富弘後援会	一七・二・二四	一七・二・二五
山田弘志後援会	一六・二・三三	一七・二・二五
向井榮一後援会	一七・一・三三	一七・二・二六
別部友寛後援会	一六・二・三三	一七・二・二五
山崎隆一後援会	一六・二・一〇	一七・三・二七
小田桐信光後援会	一五・二・二二	一七・三・一〇
徳まこと後援会	一六・二・二七	一七・三・二二
青森県防衛を支える会	一六・一〇・一	一七・三・一六
上野正蔵南郷村後援会	一六・二・三三	一七・三・一六
村民のくらしを守り明るい蓬田村をつくる会	一六・二・三三	一七・三・一八
青森NDS自治会	一七・三・三三	一七・三・三三
青森県の政治と経済を考える会	一七・三・三三	一七・三・三三
柴谷修次後援会	一七・三・一八	一七・三・三三

成田文雄南津軽郡の会	一七・三・三三	一七・三・三三
丸本申吉後援会	一六・三・三三	一七・三・三三
佐々木誠造浅虫地区後援会	一六・三・三三	一七・三・三三
工藤清四郎後援会	一六・三・三三	一七・三・三六
三八議員・議員OB懇話会	一六・三・三三	一七・三・三六
町義雄後援会	一七・三・三〇	一七・三・三六
丸本申吉をはげます会	一六・三・三三	一七・三・三六
蒔苗幸男後援会	一六・二・二二	一七・三・三六
岩織政美浜通り後援会	一五・三・三三	一七・三・三〇
田中岩男後援会	一七・三・三三	一七・三・三三
とさむつこ後援会	一六・三・三三	一七・三・三三
鳴海義男後援会	一七・三・三三	一七・三・三三
21の会	一七・三・三三	一七・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十七年五月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 称	代 表 者	主たる事務所の所在地	届 出 年月日
野坂 篤司 (三沢市議会議 員)	野坂とくじ後援 会	野坂篤司	三沢市東町二丁目一 の八	平成 一七・三・二四

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年五月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日
三村 正太郎 (百石町長)	三村正太郎 後援会	公職の種 類	百石町長	百石町議会議 員	平成 一七・二・一〇
山田 知 (県議会議 員)	友知会	公職の種 類	県議會議員	八戸市議会議 員	一七・二・二五
丸井 彪 (県議会議 員)	十和田政経 会	主たる事 務所の所 在地	十和田市西十 四一番町四の一	十和田市東十 三番町一四の十 二九	一七・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年五月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭